



## **EASTERN CAR LINER, LTD.**

5TH FLOOR, TENNOZ PARKSIDE BLDG. 2-5-8,  
HIGASHI-SHINAGAWA, SHINAGAWA-KU. TOKYO 140-0002

2015年7月31日  
イースタン・カーライナー株式会社

### 自動車及び車両系建設機械等に係る船社間協定の見直し等の要請について

2015年7月28日、当社は、国土交通省より、自動車及び車両系建設機械等に係る船社間協定の見直し等について要請を受けました。要請の内容は、国土交通省の2015年7月28日付報道発表資料をご参照下さい。

当社は、国土交通省の要請に従い、海上運送法及び関係法令を遵守し、海上運送事業の適切かつ合理的な運営確保に努めてまいります。

以上